

商標	判決年月日	令和6年4月11日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10115号		
○ 「N e p a l T i g e r」の文字を標準文字で表してなる本願商標は、商標法3条1項3号及び同法4条1項16号に該当するものとは認められないとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法3条1項3号、4条1項16号

(関連する権利番号等) 商願2021-102626号、不服2022-13795号

判 決 要 旨

1 原告は、「N e p a l T i g e r」の文字を標準文字で表してなり、指定商品を第27類「じゅうたん、敷物、マット、ラグ、ヨガ用マット、織物製壁紙、壁掛け(織物製のものを除く。）」とする本願商標について、商標出願登録をしたが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求した。

特許庁は、チベットやネパールは、じゅうたんの生産地及び販売地として世界的に知られており、チベット民族によって手織りされているじゅうたんを「チベットじゅうたん」と称しており、「チベットじゅうたん」がネパールでも生産及び販売されていること、トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模した「チベットじゅうたん」は、生産地及び販売地の地域を表す「T i b e t a n (チベタン)」、「T i b e t (チベット)」と、トラを意味する「T i g e r」を組み合わせる「T i b e t a n T i g e r (R u g)」、「チベタンタイガー(ラグ)」、「チベットタイガー(カーペット)」などと称されていることが認められ、これらの事情を考慮すれば、本願商標をその指定商品中「ネパールで生産又は販売される、トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模したじゅうたん、ネパールで生産又は販売される、トラの図柄を描いた、あるいはトラの形状を模した敷物、ネパールで生産又は販売される、トラの図柄を描いた、あるいはトラの形状を模したラグ」に使用するときには、これに接する取引者、需要者は、単に商品の産地、販売地又は品質を表示したものと理解するにとどまり、自他商品の識別標識とは認識しないから、本願商標は商標法3条1項3号に該当し、上記商品以外の「じゅうたん、敷物、ラグ」に使用するときには、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるから、同法4条1項16号に該当するとして、審判請求を不成立とする審決をした。

2 本判決は、以下のとおり、本願商標は商標法3条1項3号及び同法4条1項16号に該当しないとして、上記審決を取り消した。

(1) 商標法3条1項3号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くと規定されているのは、このような商標は、指定商品との関係で、その商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲する

ものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠くものであることによるものと解される（最高裁昭和53年（行ツ）第129号同54年4月10日第三小法廷判決・集民126号507頁）。

そうすると、出願に係る商標が、その指定商品について商品の産地、販売地又は品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるというためには、審決がされた時点において、当該商標が当該商品との関係で商品の産地、販売又は品質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であり、当該商標の取引者、需要者によって当該商品に使用された場合に、将来を含め、商品の産地、販売地又は品質を表示したものと一般に認識されるものであるか否かによって判断すべきである。そして、当該商標の取引者、需要者によって当該商品に使用された場合に商品の産地、販売地又は品質を表示したものと一般に認識されるかどうかは、当該商標の構成やその指定商品に関する取引の実情を考慮して判断すべきである。

- (2) 被告が証拠として提出した新聞記事、雑誌、ウェブサイトには、本件審決が考慮事情として挙げた事情（前記1）が存在する旨の記載があると認められるが、これらの記事等には「N e p a l T i g e r」又は「ネパールタイガー」との記載は存在せず、その他本願の指定商品に関連するウェブサイト等の記載において「N e p a l T i g e r」又は「ネパールタイガー」の文字が一体として用いられたものがあるとも認められないから、「N e p a l T i g e r」の語句が、一体として「ネパールで生産された、トラの図柄を描いた、あるいはトラの形状を模した、じゅうたん、ラグ」を意味するものとして、じゅうたんの取引者等によって使用されている取引の実情が存在するとは認められない。

また、「N e p a l T i g e r」の語句が一体のものとして辞書等に採録されているとか、トラに関する亜種の名称又は通称名等として用いられているとも認められない。

そうすると、「N e p a l T i g e r」の語句は、一体として組み合わせられた一種の造語とみるのが相当である。

以上によれば、本願商標の取引者及び需要者は、「N e p a l T i g e r」の語句について、「ネパールで生産又は販売される、トラの図柄を描いた、あるいは、トラの形状を模したじゅうたん、敷物、ラグ」を表示するものであると必ずしも認識しないから、本願商標は、指定商品の産地、販売地又は品質を普通に用いられる方法によって表示する標章のみからなる商標とはいえず、商標法3条1項3号に該当するとは認められない。

- (3) 上記(2)のとおり、本願商標が特定の商品の産地、販売地又は品質を表示するものであるとはいえないから、本願商標がその指定商品のうち上記商品以外に対して使用された場合であっても、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標とはいえず、商標法4条1項16号に該当するものとは認められない。